

平成18年度

国立大学法人神戸大学年度計画

目 次

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 入学者の選抜に関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育の成果に関する目標を達成するための措置	1
(3) 教育内容等に関する目標を達成するための措置	2
(4) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	3
(5) 教育活動の評価及び教育の成果・効果の検証に関する目的達成の措置	3
(6) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	4
2 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	5
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	6
3 その他の目標を達成するための措置	
(1) 社会との連携に関する目標を達成するための措置	8
(2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置	9
(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置	10
(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置	11
(5) 附置研究所に関する目標を達成するための措置	12
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	12
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	13
3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	13
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	14
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	14
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	15
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	15
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 評価の基本的な目標を達成するための具体的措置	15
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	16
V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	16
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	17
3 環境保全に関する目標を達成するための措置	17
VI その他の重要計画	
1 大学支援組織等との連携強化に関する計画	17
VII 予算、収支計画及び資金計画	18
VIII 短期借入金の限度額	18
IX 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	18
X 剰余金の使途	18
XI その他	
1 施設・設備に関する計画	18
2 人事に関する計画	19
(別紙)	
○予算、収支計画及び資金計画	20
(別表)	
○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数	23

平成18年度 国立大学法人神戸大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

○平成17年度に引き続き、各学部・研究科において、これまでに策定した教育理念及び教育目標を再検討し、具体的計画を明らかにするとともに、それらを効果的な方法で社会へ発信する。

○平成17年7月に設置した大学教育推進機構において、大学教育等に関する調査研究及び開発研究を推進するとともに、全学共通授業科目の新カリキュラムを実施し、その運営体制の更なる充実を図る。

(1) 入学者の選抜に関する目標を達成するための措置

○学生受け入れ方針に基づく具体的方策

- ・平成17年度に引き続き、社会の変化、高校教育の改革動向及び国立大学協会の検討状況などを踏まえながら、入学者選抜方法・制度の改善について、現行方式の見直しを含め、学部の入学試験研究委員会及び入学試験委員会を中心に検討を加え、本学の学生受け入れ方針に沿って優れた学生を受け入れるためにAO入試、推薦入試、社会人入試、編入学入試など多様な入試制度の検討・具体化を更に進める。
- ・また、大学院についても、高等教育改革の動向や社会情勢の変化を勘案しつつ、教育研究組織の見直しに併せて、学生受け入れ方針に基づいた適正な入学者選抜方法・制度について検討を行う。
- ・従来から実施しているオープンキャンパスの開催、大学ガイダンスへの参加等を継続するほか、17年度から取り組みを始めた神戸大学単独の進学説明会を引き続き東京、名古屋、大阪、広島で開催し、アドミッション・ポリシーの周知を図るとともに、広報媒体を活用した入試広報の更なる充実を図る。
- ・社会的ニーズを考慮し、経営学部夜間主コースの廃止、経営学研究科専門職学位課程の定員増を行う。また、以下の事項について、学部・研究科の学生定員・選抜方法の見直し等の検討を引き続き行う。
 - * 人文・人間科学系大学院である文学研究科、総合人間科学研究科及び文化科学研究科の在り方。
 - * 経済学部の夜間主コースの在り方、経済学研究科博士前期課程の専修コースの在り方や入学定員の見直し。
 - * 医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻（修士課程）及び医科学専攻（博士課程）の定員の見直し。
 - * 自然科学研究科の在り方。
- ・平成17年度に引き続き、平成18年度入試の成績分布、得点分布の分析を行うとともに、平成18年度教科委員から作題、採点等に関する問題点の意見聴取を行い、平成19年度入試に係る作題や採点の実施体制に反映させる。また、個人情報保護法に留意しつつ、入試に係る成績開示のあり方について、作題・採点体制の見直し・改善と併せて検討を進める。

(2) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○学部教育

- ・教養原論科目の大幅な見直しや外国語科目の変更など、新たな高校教育課程を経た入学生に対し、平成18年度から開始される新カリキュラムについて点検するとともに、実施体制のより一層の充実を図る。
- ・国際コミュニケーションセンターでは、平成17年度に増設したランゲージ・ハブ室の運営体制の充実を図り、学生に多彩なコミュニケーションの場を提供するとともに、諸外国の社会、歴史、文学、教育、芸術等文化の諸相についての深い理解に基づく知性豊かな外国語運用能力や英語プレゼンテーション能力の向上を目指した教育を展開する。
- ・先端技術を取り入れた効果的な外国語教育を展開するため、CALL用デジタル・コンテンツの開発を中核とした、配信、学習、学習診断、評価までの一貫した統合的語学学習環境システムの構築について検討を進めるとともに、CALL教室を3教室（150台）に拡充整備する。

- ・平成17年度に採択された現代的教育ニーズ取組支援プログラム「PEPコース（プロフェッショナル・イングリッシュ・プレゼンテーション特修コース）導入による先進的英語教育改革」について、平成19年度からのPEPコース開講に向け、教育方法の研究と実施体制を整備する。
- ・新入生全員を対象として開設している、情報リテラシー、情報機器操作等の習得を目的とした「情報基礎」科目について、新学習指導要領の調査結果をもとに、平成17年度に整備した情報処理演習室（端末170台×2室）を駆使して、授業内容の改善・充実を図る。
- ・平成17年度に引き続き、国際交流委員会を中心にして、すでに実施している兵庫県ワシントン州事務所（シアトル）及び兵庫文化交流センター（パース）で海外インターンシップを実施するとともに、国際交流推進本部で、国内外の同窓会組織等の協力により、学生（留学生含む）の新たな海外インターンシップ受入先を調査する。
- ・UMAP（アジア太平洋大学交流機構）が実施する単位互換制度について、その可能性を検討の上、実施するかどうかの最終決定を行う。

○大学院教育

- ・各研究科の理念と目標に見合った学生受け入れ方針と教育体制を確立するため、人文・人間科学系、自然科学系、生命・医学系の大学院において組織改組を計画する。
- ・経営学研究科専門職学位課程（MBAコース）において入学定員を54名から69名に定員増を行う。また、経済学研究科博士前期課程の専修コースにおいては、引き続き社会と学生のニーズに応じたコース編成（スキルアップコース等）及び入学者定員と選抜方法の検討を行う。
- ・国際化に対応できる研究能力を育成するために、レフェリーつき雑誌への投稿や国内外への共同研究への参加と海外での研究発表を一層推進することなどにより、国際性を身につけさせる指導体制を更に強化する。

（3）教育内容等に関する目標を達成するための措置

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・現代GP、魅力ある大学院イニシアティブ、地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム、大学教育の国際化推進プログラム等への積極的な取り組みなど、新しい学問研究の動向や社会的ニーズを勘案し、学生の意欲と目標に即した新たなカリキュラム設定など教育課程の更なる改善を行う。
- ・EUIJ（EUインスティテュート・イン・ジャパン）関西コンソーシアムに基づき設置された、関西学院大学、大阪大学との単位互換を行う「EUコース」において、講義提供学部を増やすなど更なる充実を図る。
- ・現代GPの「地域歴史遺産の活用を図る地域リーダーの育成プログラム」、「震災教育システムの開発と教育」の実施やEUIJ関西コンソーシアム事業の実施など、学部・学科、研究科・専攻を越えた横断的な履修制度・教育プログラムについて更に検討を行う。

○授業形態、学習指導法等の改善に関する具体的方策

[学部]

- ・少人数ゼミや基礎演習、体験型総合学習など、平成17年度に引き続き、高校教育との接続を円滑にし、導入教育及び少人数教育の一層の充実を図る。
- ・外国語オリエンテーションや専修別ガイダンス、履修アドバイザー制度など、新入生及び進学生のガイダンスを更に充実させ、学生が適切に履修科目を決定することができるよう支援する。
- ・現代GP、魅力ある大学院イニシアティブ、地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム、大学教育の国際化推進プログラム等への積極的な取り組みなどにより、学士課程全体のカリキュラムを見直し、その系統化を図るとともに、博士前期（修士）課程への接続を改善する。
- ・各学部のアドミッション・ポリシーに基づく学生受け入れとカリキュラム体系の整合性を更に点検し、改善に努める。
- ・平成18年度からの履修登録システムのWEB化の実施とともに、シラバスの記載事項・記載方法及び公表方法の充実を図り、また、シラバスの電子化に努める。
- ・外国語を使用した講義、演習、講演等の実践的な教育及び海外留学、インターンシップ制度

を更に充実させる教育体制を推進する。

[大学院]

- ・大学院生の個々のキャリア開発や進路希望の実現に適した体系的プログラムを提供するために、各研究科の理念に沿った講義科目の見直しに努める。
- ・研究者養成、高度専門職業人養成の目的を明確にし、前・後期5年一貫教育、複数指導教員の配置、海外の大学との単位互換、インターンシップの単位認定等により、学位取得の体制の更なる強化を図り、所定の修業年限での学位取得率の向上に努める。
- ・外国人研究者による講義や研究指導及び外部資金等により海外での研究集会への学生の派遣等を行うなど、国際化に対応できる能力の育成のためのカリキュラムの拡充に努める。
- ・社会人学生に対するカリキュラム等の整備、拡充及び5時限での開講や夜間、休日開講等授業時限の設定について更に検討を進める。
- ・平成17年度に引き続き、留学生に対する日本語教育のカリキュラム等の見直しとして、交換留学生に提供するカリキュラムの検討を行う。
- ・学位取得のための論文作成プロセスについて、学生が確実に論文作成が出来るよう、「魅力ある大学院」イニシアティブなどにより、より系統的で計画的な指導を行う。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・授業概要に授業のテーマと目標、成績評価方法を明記し、授業概要の更なる改善に努め、また、GPA制度（授業ごとの成績を5段階で評価し、単位当たりの平均を出して学生を評価する方法）導入の可能性及び多面的な成績評価方法について更に検討を進める。

（４）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切なTAの配置等に関する具体的方策

- ・TAの効率的な活用を図ることを目的とした全学的要項に基づき、TAの効果的な活用を図るとともに、TAの資質向上についての具体的な方策を検討する。
- ・大学教育推進機構は、TAに関する全学的な要項に基づき、TAの研修やTAを活用するチュートリアル・システムの導入について検討を行う。

○教育設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・学生の自学自習環境の改善を進めるため、附属図書館において開架図書室や空調設備などの計画的な整備を図る。
- ・学生の自学自習環境の改善に向けて、附属図書館では学習用資料をより充実するための体制整備を行い、特に学部学生に必要な教養・専門図書を幅広く網羅した系統的な資料収集に努める。
- ・平成18・19年度に予定している農学部学舎改修の計画に伴う改修及び情報ネットワーク基盤等の整備を図る。
- ・平成17年度に引き続き各部局で必要な項目と形式の統一を図るなど各部局のホームページを一層充実する。
- ・平成17年度に整備された多数の情報機器の活用を促進する。また、平成18年4月からWeb化する教務システムの運用により、履修登録等の学生サービスの向上を図るとともに、教員が行う成績入力作業の効率化も図る。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・教員相互の授業参観を更に拡充し、制度としての確立に向け検討を行う。
- ・教員の相互授業参観の在り方について検討するとともに、教育方法の改善を目指した授業改善ハンドブックの作成やファカルティセミナー、FD講演会、研究会の開催など、FDを促進する。

（５）教育活動の評価及び教育の成果・効果の検証に関する目的達成の措置

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげる目標を達成するための具体的方策

- ・全学共通項目での教育評価を実施するとともに、教育評価体制を含めた全学体制を整備する。
- ・教職課程に係る講義開講に伴う諸業務や全学集中開講の在り方については、発達科学部以外の学部における講義科目の講義開講に伴う関連業務を学務部に一元化する実施方法を踏まえて、引き続き検討を行う。
- ・カリキュラム体系の見直しや教育実施体制の改善のため、授業評価アンケート等により教育

効果を検証し、教育活動の点検評価を実施する。

- ・評価結果の諸施策や財源配分への反映については、海外事例を調査・研究し、その結果を役員会で報告し、全学的に検討を進める。

○教育の成果と効果の検証に関する具体的方策

- ・平成18年度から実施する全学共通教育の新体制について問題点等を分析するとともに、全学で責任を持った実施体制の充実に努める。
- ・教育の質の改善を図るために、博士論文指導の実態アンケートや学生による授業評価等を実施し、教育活動に関する評価基準の策定に向けて更に検討を行う。
- ・授業の改善を図るため、更に卒業生・修了生の就職先、同窓会を含む各界からの意見を聴取する体制を構築する。
- ・大学院教育の成果について、学位授与実績や修了生の進路状況などを点検、調査し、問題点の抽出を行う。

○卒業後の進路等に関する具体的方策

- ・各学部の理念と目標に基づく専門的知識と活動能力を備えた人材養成、各種の認定資格を取得できる人材養成のため、新たな資格認定取得も含め、必要な授業科目の編成に更に努める。
- ・ワークショップ、フォーラム等への参加やRA・ポスドクへの採用等により、各領域において専門性を身に付けた人材、国際的に通用する研究者などの養成に更に努める。

(6) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談、助言及び支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・平成17年度に引き続き、オフィスアワー制度や学生担任制の実状の点検等を行い、学習の助言制度について改善を図る。
- ・各研究科、学部の実状に即して、きめ細やかな履修指導を行うため、学生の意見・要望を反映させるシステムについて改善を図る。
- ・附属図書館は、情報リテラシー教育を支援するため、新入生・学部進学生・大学院学生の各段階や専門分野を考慮したきめ細かなガイダンスを実施する。
- ・附属図書館における、図書目録遡及入力の一層の推進、開館時間延長、休日開館の拡大など、サービスの向上を図る。

○就職支援等に関する具体的方策

- ・就職支援事業の充実、各部局就職支援組織、同窓会等との連携強化、キャリアサポートシステムの一層の充実を図るとともに、キャリア教育科目の早期開講に向け継続的に検討を進める。
- ・就職支援室と連携し、東京オフィスにおいて、首都圏における学生の就職活動の支援を一層強化する。
- ・インターンシップの実施に関する調査を継続させ、受け入れ企業等の開拓を進めるとともにさらなる連携強化を図る。

○居住環境の整備に関する具体的方策

- ・学生寮の居住環境を改善するため、改修に伴う収容定員、宿舍機能の再編、移行計画の立案などについて検討を行う。

○キャンパス環境の整備拡充に関する具体的方策

- ・平成17年度に引き続き、福利施設(食堂・売店等)を整備拡充するため、学生生活実態調査の結果を踏まえ、コンビニ等外部民間企業導入も見据えたキャンパスアメニティ向上に向け、改善策を検討する。

○生活相談及び健康相談に関する具体的方策

- ・保健管理センター職員(医師・看護師)、カウンセラー及び学務部職員との定期的な連絡会を開催し、「からだの健康相談」や「こころの健康相談」の相談者の視点から明らかとなった「大学として取り組むべき諸問題」の解決に向け、各学部の保健委員会委員、保健管理センター運営委員会委員及び学生委員協議会委員等と連携の上、方策を講じる。
- ・老朽化に加えて容量不足をきたしている現在の統計処理システム(MS-DOS仕様)の刷

新を図るとともに、日常の健康相談（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）や保健指導をよりの確かかつ迅速に行えるようにするため、健康相談等の記録のデータベース化を図り、健康診断管理システムとのリンクも可能として、保健管理上の問題点の把握に努め、利用者のサービス向上に努めることを検討する。

- ・学生や教職員を対象とした「心身の健康管理」や「心身の健康を病む学生・教職員の現状や対応策」などについての研修会を実施する。
- ・健康診断や健康相談を通じた早期発見・早期治療の医学を更に進め、予防医学の重要性から国のかかげる total health promotion plan の実践に向けて、保健管理センターを発展させ、総合的な健康増進をめざすセンターの設置について検討する。
- ・全てのキャンパスの学生の「心身の健康増進」のため、健康診断、健康相談、保健指導を含めた保健管理サービスの推進を図る。
- ・ハラスメントに関する相談員のスキルアップを目的とした研修会及び教職員・学生に対する啓蒙活動を実施する。

○経済的支援に関する具体的方策

- ・経済的困難を抱える学業成績優秀者に対する授業料免除制度の在り方の検討、突発的自然災害罹災による授業料納付困難者に対する「特別免除制度」の導入等について検討を行う。

○正課外教育の支援に関する具体的方策

- ・課外活動施設の整備充実に向けて、課外活動小委員会による現地調査を行い問題点を把握し改善策を検討する。

○社会人、留学生に対する支援の具体的方策

- ・平成17年度に引き続き、社会人学生の履修、進路指導等に対応するため、指導教員を中心とした指導方法の充実を図る。
- ・平成17年度に引き続き、更に留学生にきめ細やかな指導を行うため、留学生センター教員及び各部局の留学生担当教員と連携して、チューターに対してガイダンスを行うなどしてチューターの役割を周知するとともに、チューターの協力体制の下で、履修、就職、異文化適応のための生活相談等の指導体制の整備を図る。
- ・平成17年度に引き続き、留学生センターにおいて、留学生支援を目的として結成された学生ボランティアと連携して更に充実した生活適応支援を図るとともに、留学生と日本人学生との交流を促進する。

○保護者との連携強化に関する具体的方策

- ・育友会が開催する支部会（東日本地区、中部地区、中国・四国・九州地区）において、教育問題及び学生生活上の問題に関し父母等との意見交換を更に充実させる。また、広報誌「KOBE university STYLE」を引き続き年2回発行し、保護者に対してキャンパスライフ等、学生関係諸情報を提供するとともに、神戸大学の最前線の情報、同窓会の状況などを紹介する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性を実現し、研究水準及び成果を検証するための具体的方策

- ・研究活動の状況を分析するための基本的な観点について検証し、全学的な自己点検・評価の指針の改善を進めることとする。国立大学法人評価や認証評価に向けた全学的な観点での評価体制を構築する。また、21世紀COEプログラム拠点等では、自己評価（外部評価を含む。）に対する中間評価結果を踏まえ、COE推進委員会等の指導の下、補助事業後半の運営を展開する。
- ・国際化の視点からの研究評価の在り方については、全学的な評価は神戸大学評価委員会で検討を行い、部局の研究活動に対する評価は外国人研究員及び招へい外国人研究者等海外の研究者の離任時に評価を受ける制度を検討する。
- ・各研究分野の特色に配慮しつつ、研究水準を公平かつ適正に評価するためのシステムを開発する。

○評価体制についての具体的方策

- ・国立大学法人評価及び機関別認証評価を視野に入れながら、全学的な自己点検・評価の指針を確立する。

○大学として重点的に取り組む領域の選定の具体的方策

- ・21世紀COEプログラム、「学内発卓越した研究プロジェクト」では、ポストCOEを狙い学長裁量枠による教員ポストの配置を行う。各部局の重要な研究課題，時限的研究課題，萌芽的研究課題では，教育研究活性化支援経費による戦略的・独創的な研究課題に対する学内公募プロジェクトを充実させる。更に若手研究者の人材育成については，若手研究者の創造的な研究活動を組織的に支援する制度を構築する。

○研究活動支援のための具体的方策

- ・特定の分野については，世界的な研究拠点の形成を目指し，講座等の枠にとらわれることなく，分野及び期間を限定して研究者，施設，設備等を重点的に配置する。学長裁量枠による教員ポストの重点的配置施策を実施する。また，研究者が一定期間研究に専念できる体制や施設，設備等重点的に配置する体制を整えるため，教育研究組織の弾力的運用を図る制度作り着手する。
- ・研究活動の支援のため研究支援職員に対する研修等も含め，自発的能力向上のための機会を増やす。
- ・研究支援のために図書館・学内共同教育研究施設などの機能の充実を図る。
- ・平成17年度に設置した連携創造本部（「シーズ創出企画部門」，「産学官民連携推進部門」）を中心に研究活動支援体制の強化を図り，必要な情報の収集や，プロジェクト形成等の支援を進める。

○人事に関わる具体的方策

- ・教育研究の充実，発展の阻害につながる人事の停滞を排除するため，学部等での人事体制，教員採用人事の方策等について必要な改善策を講じる。
- ・公募制の採用については，各研究分野の特質にも配慮しつつ規模の拡充について検討し，段階的に実施する。
- ・任期制については，研究教育分野，職種の状態を考慮してその導入の拡充について検討を進め，段階的に実施する。
- ・特命職員制度及び特定有期雇用医療職員制度に基づき雇用を実施する。

○研究成果の社会への還元に関わる具体的方策

- ・平成17年度に引き続き，神戸大学を取り巻く社会に対し，総合大学の特質を生かし，国際機関，地方自治体及び関連機関，文化・芸術関連機関，TLO(技術移転機関)，NPO(非営利組織)をはじめとする地域の諸組織との積極的な連携を進め，研究成果公表の場(フォーラムの開催等)を設け，それによって研究成果を広くかつ有効に還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○学術研究推進機構と「全学評価組織」の設置

- ・全学的立場から学術研究を推進する学術研究推進機構の下に設置した学術研究推進室において，国際水準の学術研究活動を展開するために，「人材・組織戦略」「研究資金戦略」「研究基盤戦略」の3つの戦略について，経営評価室及びビジョンプロジェクト委員会との連携を図りながら具体的方策の策定を行う。
- ・学術研究推進機構と国際交流推進機構が連携して研究者が国際的活動能力を発揮し得るよう，EUコンソーシアムで構築したネットワークを活用し，海外の研究機関における先端研究への参画や国際共同プロジェクトの推進等，戦略的な国際的研究活動を展開する。

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・教員定員の弾力的運用等，大学の戦略に基づく研究者重点配置の方針に従い具体的に配置する。
- ・学内発の卓越した研究プロジェクトに学長裁量枠定員を措置する。
- ・評価結果を，適切な研究者配置のための諸施策へ反映させるにあたり，引き続き役員会を中心として全学的な検討を進める。また，学内共同教育研究施設の在り方についても評価を踏まえた全学的な検討を進める。

- ・新たな教員組織に対応できるように研究支援職員の業務内容を点検・評価し、支援業務の効率化を図る体制作りに努める。
- 研究に必要な設備等の活用と整備に関する具体的方策
- ・「研究設備マスタープラン」の策定を通じて、特に21世紀COEプログラム等世界的水準からみて重要である課題に採択された研究分野等については施設及び設備の優先的充実を図る。
 - ・図書館審議会の答申をもとに、全学的な教育研究基盤資料である電子ジャーナルや情報データベース等の安定的な維持・整備を進めるための体制作りを図る。
 - ・附属図書館は、外国雑誌センター館機能を持つ人文・社会科学分野の拠点図書館として、全国共同利用の観点から引き続き資料収集を進めるとともに、利用サービスの改善を図る。
 - ・震災関係資料・経済関係資料・学内研究成果等を含む「神戸大学電子図書館システム」のコンテンツ充実を図り、加えて神戸大学の知的資源を社会に公開発信するための「機関リポジトリ」構築を図る。
- 研究資金の獲得と配分システムに関する具体的方策
- ・研究資金として外部資金や各種競争的資金の重要性が今後格段に増大することから、各部署において中期計画を踏まえた外部資金の具体的数値目標を設定するとともに、連携創造本部による支援を強化して、外部資金の獲得額の増加に努める。
 - ・間接経費を大学の将来構想の実現に向け活用するため、学術研究推進委員会において、研究資金の獲得及び従来の配分方法のあり方を見直し、より良い研究資金戦略を検討する。
- 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
- ・4つの学術系列（人文・人間科学系，社会科学系，自然科学系，生命・医学系）の特性に沿った研究評価の在り方を開発・検討し，その原案を基に適用の可能性を探る。
- 学内外の共同研究に関する具体的方策
- ・学際領域への取り組みを重視し，更に学部，研究科やセンターの枠を越えた研究プロジェクト及び学外研究機関との研究プロジェクトを推進する。
- 地域貢献や知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策
- ・産学官民連携を推進するため，外部資金や各種競争的資金の獲得，特許出願件数の増，大学発ベンチャー企業の立ち上げ支援等に向けた活動を継続的に行う。また，神戸大学の知的財産を活用して，大学の教育・研究の社会的貢献と外部資金導入を図るために，新たに大学を側面的に支援する組織について検討を行う。
 - ・連携創造本部の充実を図るとともに，「TLOひょうご」神戸大学事業部との連携を含めた大学知的財産本部整備事業終了後（平成20年度以降）の対応を検討する。
 - ・平成17年度に引き続き，神戸先端医療産業都市に設置された神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター及びインキュベーションセンターにおいて，先端融合領域の研究や人材育成を推進するとともに，19年度以降の新たな事業展開について財団法人先端医療振興財団と連携して検討する。
- 研究施設等における研究実施体制の整備に関する具体的方策
- ・昨年度に定めた学内共同利用施設等の見直し時期に関する取扱に基づき改組を実施する。
 - ・バイオシグナル研究センターでは，平成17年度に引き続き，定期的な研究報告会の開催により個々の教員間での相互評価体制を整備するとともに，新しく設置される寄附研究分野とも協力し，新しい情報伝達研究を展開する。また，現在進行中の21世紀COEプログラムの最終年度として，その成果のとりまとめを行うとともに，更なる向上を目指す。
 - ・都市安全研究センターでは，地震などの自然災害に強い安全な都市づくりを進める防災に対する研究に加え，災害が発生してもそれによる被害を最小限に食い止める減災に対する研究を進めるため，リスク・アセスメント，リスク・マネジメント，リスク・コミュニケーションの三大研究分野に改組する。
 - ・分子フォトサイエンス研究センターでは，「時間分解分光の生体分子への応用」のテーマで国際的な学術集會を開催し，国際交流を推進する。
 - ・内海域環境教育研究センターでは，引き続き，海藻類系統株保存・分譲に関して，文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトによる研究を進めるとともに，地方公共団体との

共同プロジェクトを推進する。

- ・遺伝子実験センターでは、学内外の委員からなる「ピア・レビュー委員会（仮称）」によるセンターの活動評価を実施し、評価結果に基づきセンターにおける教育研究活動を見直す。また、センター及び関連部局の若手研究者を中心とした「環境ゲノム科学」に関する学内研究交流活動を促進するため、「DNAマイクロアレイを利用した動植物の環境応答遺伝子の発現解析に関する研究会」の立ち上げを支援するなど、研究交流体制の整備を進める。
- ・医学医療国際交流センター（International Center for Medical Research and Treatment: ICMRT）を構成する5つの研究分野の協力のもとに、国際戦略活動の一環として、海外の研究教育拠点形成を視野にいて、従来のバイ・ラテラルな拠点大学交流の枠を越えたマルチ・ラテラルな交流事業（共同研究事業）を検討する。また、神戸大学国際交流推進機構と関連して、EUIJ関西コンソーシアム並びにワシントン大学に働きかけ欧米での研究教育拠点形成を目指す。
- ・食資源教育研究センターでは、食資源の遺伝的特性を実際の農家規模で生産し流通・消費に至る一連の過程を通じて評価できる教育研究施設とするため、動物系では、規模拡大した黒毛和種繁殖牛集団の評価とその改良を着実に進め、植物系では、関西圏におけるバレイショ新品種の評価・普及のための拠点形成に向けて生産・流通体制を整備する。
- ・平成17年度に引き続き、学術情報基盤センターでは、研究及び支援センターとしての業務に関する自己点検・評価及び外部評価を定期的に行う体制の整備を図る。
- ・研究基盤センターでは、支援活動及び独自の研究活動に関して平成18年度に自己評価を行う。また、将来的な各種分析機器の整備のため、機器の調査・一元的掌握を行ったうえ、整備、管理及び一般利用の体制を構築する。
- ・連携創造本部では、産学官連携支援戦略（企業との包括協定、特許を核とした共同研究等）をより一層推進する。また、部局選出の連携推進特別員を通して、学部との連携強化を図り、学内シーズ発掘のための組織的ネットワークを構築する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携に関する目標を達成するための措置

- 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策
 - ・平成17年度に引き続き、市民、企業人、高校生等に対する学習の場の提供（公開講座、展示会、セミナー、研修事業等）を充実させる。地域社会のニーズや社会の情勢を見据えたタイムリーなテーマ設定と内容の充実に努める。
 - ・平成17年度に引き続き、全学的な統一テーマによる公開講座をはじめとして、学部・研究科の特色を活かした公開講座を開設する。
 - ・平成17年度に引き続き、施設や設備をはじめ、大学が保有する資源を活用し、地域社会や産業界が行う調査・研究への支援や共同活動を一層充実させる。特に、研究基盤センターにおいては、地域社会や産業界に対して大学の保有する施設・設備の中で可能なものから順次その利用や技術コンサルティング、アドバイス等を相当の対価の下に提供する。
 - ・平成17年度に引き続き、地域貢献事業を展開するとともに、「神戸大学地域連携推進連絡協議会」による地域の自治体との連携・協力の推進を図る。
 - ・地域連携推進室を充実させて、社会文化地域連携事業に関する調査等を行うとともに、協力教員の参加を得て自治体との地域連携事業を更に進める。また、過去の学内の地域連携活動を点検評価し、地域連携推進室の活動方針を策定する。更に各地域連携センター等の活動報告講演会を開催し、住民ネットワークの拡大に努める。
 - ・平成17年度に引き続き、現代的教育ニーズ取組支援プログラム（文部科学省）の「地域歴史遺産の活用を図る地域リーダー養成」を、兵庫県・神戸市等との事業として実施する。
 - ・平成17年度に引き続き、地域のNPO、NGOとの学民連携を更に拡充する。
 - ・現代的教育ニーズ取組支援プログラム「震災教育システムの開発と普及」の第2年度として、開発によるシステムの形成とプロダクツの産出を開始する。
 - ・平成17年度に引き続き、高大連携事業として高校生を対象に「公開授業」や「出前授業」を積極的に実施する。また、入試説明会やオープンキャンパスも全学部で開催する。なお、これら高大連携事業に関して、常にホームページで情報を公開する。
 - ・附属図書館の資料を公開する展示会を開催するなどして、一般市民への生涯学習を支援し、地域社会への貢献を図る。
 - ・附属図書館において引き続き「震災文庫」の資料収集とデジタル化を進め、最大規模のコレ

クッションとして、これを広く社会に公開する。

- ・平成17年度に引き続き、震災関係資料・経済関係資料・学内研究成果等のデジタル化を推進するなど、附属図書館を通じて神戸大学の知的資源を社会に公開発信する。

○産学官民連携の推進に関する具体的方策

- ・産学官民連携を実効的に進めるためには、民間企業経験者等の専門人材の活用が不可欠である。新たに創設した「特命職員制度」を活用し、外部資金により優秀な人材を確保する。また、実務家教員を加えて、オムニバス方式の「知的資産の活用論」の講義を開始する。
- ・特命職員制度を活用し、企業、地方自治体等に寄附講座の設置を積極的に働きかけ、寄附講座を活用した機動的な研究推進体制を整える。
- ・産学官民連携に関する研究情報の社会への提供体制を整備する。連携創造本部においては、各部局から提供される情報を集約する仕組みを導入し、メールマガジン等による情報を大学として発信する。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・県内大学との間で、大学関係の諸課題について意見交換を行い、連携を図る。
- ・平成17年度に引き続き、「ひょうご大学連携事業推進機構」(兵庫県)に参加し、運営委員会委員長には神戸大学副学長(地域連携担当)が当たるとともに、「ひょうご講座」の学外科目、独自科目の実施事業に参画する。

(2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置

○国際交流推進機構による学生、研究者、職員の交流計画の推進に関する具体的方策

- ・学内の国際交流事業促進基金により、学術交流協定校(現在、178校)等への学生の留学派遣を支援する。
- ・学術交流協定校への「神戸大学国際交流事業促進基金による学生の派遣補助」については、前年度より多くの学生に派遣補助を実施し、より多くの学生に機会を与える。
- ・学術交流協定締結大学を核にして設置しているシアトル、北京の海外拠点(ワールド・サテライト・ネットワーク)等を活用し、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等の地域の特性に応じた研究教育連携の展開を図り、学生及び教職員の交流を更に推進する。
- ・国際交流推進本部の本部企画員等により、中国、アメリカ、ヨーロッパ、東南アジアにおける海外拠点設置、研究協力拠点大学選定のための調査を実施する。
- ・国際交流推進本部で、ワシントン大学等との学術交流協定に基づき教員の相互派遣の可能性を調査し、可能な限り、積極的に進める。
- ・事務職員を協定校に派遣し実務能力の向上を図ると共に相互派遣の可能性についても調査する。
- ・神戸大学の国際性を社会にアピールすること及び学生の国際教育の一環として、世界各国から研究者を招へいし学生・教員・一般市民を対象に講演会やセミナーを開催するとともに、留学説明会(フェア)を通じて、当該国・地域への理解を深める。平成18年度は東アジアをテーマとした「東アジア Week」を開催し、学術交流協定校から研究者のみならず、成績優秀な学生を招へいし、国際学生討論会も実施するよう努める。
- ・EUに関する教育・研究について、本学、大阪大学及び関西学院大学で構成するEUIJ関西コンソーシアムを活用し、学部、大学院生を対象としたEU研究修士証書プログラムやEUセミナーシリーズ等の一層の推進を図る。
- ・EUの国際的共同研究を推進すると共に、EUのファンドに関する調査を実施し獲得に努める。
- ・神戸市住宅供給公社等の公的住宅機関等と交渉し、外国人研究者のための宿舍の確保に努める。

○留学生交流の推進に関する具体的方策

- ・これまでの検討を踏まえ、留学生の質の向上につながる海外の大学との交流協定締結を計画的に進めるため、国際交流委員会等で決定した基本方針に基づき、学生交流についての受入れ基準等策定について検討を行う。
- ・海外からの優秀な留学生の受入れを拡大するため、既設の英語による大学院特別コースを見直し、留学生向けの特色あるコースの開設について検討する。
- ・平成17年度に引き続き、日本留学試験を利用した海外からの学部入学制度の拡大を図る。

- ・海外の協定大学との実質的な交流を行うため、平成17年度の調査を踏まえ、国際交流推進本部及び国際交流委員会を中心に単位互換を前提とした学生交流計画を検討する。
- ・平成17年度に引き続き、HUMAP（ひょうご大学連携事業推進機構）による短期留学制度の利用を促進する。
- ・平成17年度に引き続き、留学生の生活の基盤となる住宅確保に向け、大学、行政機関、住宅業界等の連携による留学生向け住宅支援について検討する。
- ・インタナショナルレジデンスの補食室の改修等を積極的に推進し、留学生の生活をより快適なものにする。
- ・平成17年度に設置された国際交流推進本部において留学生や教員の受入れと派遣に関わる総括的計画を策定する。
- ・留学生センターと国際コミュニケーションセンターの連携の下に、海外留学を希望する学生を対象とした海外留学フェアを年4回程度開催するとともに、「東アジア Week」の1企画として、中国、韓国等の大学への留学情報の提供を行う。
- ・海外の協定締結大学の学生を対象とした夏期特別日本語日本文化研修プログラムの充実を図るとともに、渡日前及び帰国後の参加学生と本学教職員・学生がインターネット上で情報交換を行うことのできるオンライン・コミュニティ構築に着手する。
- ・本学の英文ホームページ充実の一環として、海外からの留学希望者向けホームページの内容、スタイル等の統一化を図る。

○教育研究活動による国際貢献の具体的方策

- ・平成17年度に引き続き、独立行政法人国際協力機構(JICA)との協力によるアジア・太平洋地域の国々を対象とした教員等研修プログラムの充実を図る。
- ・平成17年度に国際協力銀行(JBIC)との間で締結した、海外経済協力分野に関する協力協定およびインターンシップに関する協定に基づき研修の充実を図る。
- ・ラオス国国立大学経済経営学部支援及びイエメン国タイズ州女子教育向上計画プロジェクトのほか、独立行政法人国際協力機構(JICA)と業務契約を締結し、専門家派遣等による開発途上国の支援を更に充実する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○附属病院としての自立性の確立と大学における位置付けの明確化

- ・病院アドバイザリーボードから診療、経営等について助言を得る。
- ・地域医療連携委員会を中心に、関連病院と、より一層の地域連携を図る。
- ・平成17年度に引き続き、資源（人員等）の投資効果について調査を行う。
- ・医療実績の分析により、適切な医療従事者の配置及び配置数を検討する。
- ・平成17年度に引き続き、病院事業室において、重点施策の企画等を行う。

○病院経営の効率化のための具体的方策

- ・重症患者の増加に対応するため、ICUを増床し、医療の充実を図る。
- ・物流（薬剤及び医療材料）管理を徹底することによりコストの分析及び削減を行う。
- ・中期計画期間中(H18-21)の予測貸借対照表、損益計算書及び資金計算書を作成した上で、月次決算を行うことにより病院経営の安定性、健全性についての検証を行う。
- ・DPC分析システムを導入し、診断群分類の妥当性等をチェックすることにより、より適正な診療報酬請求事務の体制を構築する。また、DPCに対する理解を深めることにより、病院職員の経営、コスト意識の向上を図る。
- ・平成17年度に引き続き、アウトソーシング(医療事務、診療録管理、検査委託、患者給食業務等)の見直しを行う。特に病院経営の効率化の観点から人員配置等や業務内容を調査し、見直しを行う。
- ・新規に設置された大型医療機器のコスト分析、投資効果分析を行う。

○医療の質の改善のための具体的方策

- ・クリティカルパスの承認件数の増加に努め、診療の標準化を図る。
- ・長期入院患者について、定期的に調査を行い、入院患者の平均在院日数の短縮を図る。
- ・外来化学療法室の整備、拡充を図る。
- ・外来患者のプライバシー保護やサービスの向上を図るために外来部門の整備拡充を検討する。
- ・外来患者の待ち時間の短縮を図るための方策を検討し、実施する。

- ・患者サービスの向上のため、クレジットカード等での支払い方法を可能とする。
- ・社会のニーズに対応する自由診療の拡大を図る。
- ・栄養サポートチーム(N S T)の設置を検討する。
- ・看護師の夜勤体制を充実させる。
- ・人工透析患者に対応するための代謝機能疾患治療部の充実を検討する。
- ・平成17年度に引き続き、診療録センターの整備と電子カルテシステムの整備を図る。
- ・病院機能評価の継続的实施のため、サーベイヤ(審査者)の育成を図る。

○良質な医療人養成のための具体的方策

- ・全人的医療を行うため総合病床を設置し、研修医並びに卒後3年目以降の医師の教育を行う。
- ・医学医療国際交流センター(ICMRT)の拡充による先端医療技術を軸にした国際共同研究の立案と推進を図る。

○新規専門医療の開発、高度先進医療の開発と推進のための具体的方策

- ・神戸市医療産業都市内の(財)先端医療財団PETセンターとの連携協力を進め、先端医療分野の開発、開拓に努める。

○医療の国際化と国際交流の推進のための具体的方策

- ・国際診療部の充実のための施策を検討する。

○災害・救急医療の拠点形成のための具体的方策

- ・広域救急医療のための救命救急センター設置を検討する。
- ・DMAT(災害派遣医療チーム)体制の整備を促進する。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学・学部との連携及び協力の強化に関する具体的方策

- ・附属明石校園においては、「キャリア発達支援を含む社会を創造する知性・人間性を身につけた子どもの育成を目指したカリキュラム開発」を学部との連携事業として行う。
- ・児童、生徒等が抱える心の問題を解決するため平成17年度に配置した臨床心理士(スクールカウンセラー)との連携をさらに充実させ、不登校等への対策に努める。
- ・附属住吉校においては、学部教員と共同して「国際教育センター」を中心に「国際教育推進プログラム」を研究・開発し、小・中9年一貫の教育体制のなかで試行するとともに、日本語カリキュラムに関して、文部科学省から委嘱を受け進めている「平成17年度における補習授業校のための指導案(日本語力判断基準表及び診断カード)の研究作成に係る事業」の成果を踏まえた日本語カリキュラムを作成する。
- ・附属養護学校においては、近年の特別支援教育の要請にこたえて、障害児・者の生涯にわたる発達を地域社会との交流の中で充実させる。また、特別支援教育実施に向けての各種事業の推進とあわせて、保育・教育実践交流会の実施、兵庫県知的障害養護学校研究会小学部会の担当、平成18年度研究集録の発行などを行う。
- ・学部・附属交流会議、学部・附属コラボレーション委員と連携し、プロジェクト研究を推進する。

○学校運営の改善に関する具体的方策

- ・生涯学習社会における学校教育の在り方について、学部・附属コラボレーション委員との連携を強化して、学部教員と附属学校教員の共同研究を促進する。
- ・学校教育及び学校運営の在り方に関わって、地域での先導的な役割を果たし、保護者・卒業生・各職域の実践者・各教育委員会、NPO、NGO等と連携して積極的に地域社会と交流する。
- ・附属住吉校では、自己評価及び第三者評価システムによる学校評価を実施する。
- ・附属明石校園では、次年度の第三者評価の実施に向け、教員、保護者に対し学校運営に係るアンケートを実施し、その結果を報告書に取りまとめ公表する。
- ・附属養護学校では、次年度の第三者評価の実施に向け、「教育活動」、「教育環境」、「開かれた学校」及び「子どもの活動等」に関する保護者アンケートを実施し、その結果を報告書に取りまとめ公表する。

- 入学者選抜の改善に関する具体的方策
 - ・多様な児童・生徒の入学を確保するため、選抜方法を改善するとともに、募集説明会の回数増及び入学願書受付日の複数化の継続、ホームページの充実など各校の教育方針の周知を図る。
- 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策
 - ・市町教育委員会と連携して行っている「研究交流制度」を継続発展させるとともに、多様なプロジェクトを設定して現職教員の研修の充実を図る。また、教職経験者研修についても一層の交流を図る。
- 高校の新設を含む附属学校の在り方について、検討委員会で検討を行う。
- 安全確保に関する具体的方策
 - ・危機管理マニュアルに基づく避難訓練の実施、学校評議員会での点検・評価を行うとともに、保護者及び地域の関係機関等との連携を図る。特に附属養護学校においては、「不審者緊急対応マニュアル」を見直し、地元警察・生活安全課と協力して、不審者対応防災訓練とともに他の防災訓練を実施する。

(5) 附置研究所に関する目標を達成するための措置

- 経済学と経営学における先端研究と学際研究を推進するための方策
 - ・平成17年度に引き続き、「21世紀COEプログラム」の採択拠点として、国際経済学に関する世界の研究機関との国際共同研究を継続して実施する。
 - ・平成17年度に引き続き、国際的共同研究プロジェクトを推進するため、中心となる教員に研究経費の重点配分を行う。
 - ・「国際研究支援センター」において、EU諸国のコーポレート・ガバナンスに関する国際共同研究、ならびに国際経済学に関するコンファレンスを実施する。
- 学内研究連携促進のための方策
 - ・関連部局（経営学研究科、文学部、医学系研究科）との連携・人事交流を推進する共同研究プロジェクト（脳神経経済学的実験研究）の達成に向けて努力する。
- 社会的貢献を促進するための方策
 - ・企業データ特に環境データの収集と高度利用をリエゾンセンターで推進し、社会的貢献の充実を目指す。
 - ・経営・金融に関する新たな問題に関して、産業界・官界から採用した教員を中心に、産官学の共同研究プロジェクトを実施し、産業、経済政策に関する政策評価と政策提言を発信する。
- 高度研究者養成のための方策
 - ・研究所独自の教育研究機能の内容としては、研究所の助手ポストやCOE研究員ポスト、COE助手ポスト等を利用して、5名の若手研究者を育成中である。それをもって「研究所若手特別研究員（research fellow）」ポストの設置とする。平成18年度は、若手研究員の研究成果が公表され始める予定であり、さらに当該制度の内容を一層充実していきたい。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策
 - ・学長を補佐するため、理事や学長補佐に業務を分担させるとともに、常に機動的な意思決定ができるよう、分担については必要に応じて見直す。
 - ・学長補佐、企画広報室員等が一体となったプロジェクトチームが主体となって、コンサルティング・ファームの協力を得ながら、大学の理念や長期目標を整理・明確化するとともに、それらに基づいた戦略・具体化策を企画する。
 - ・平成17年度決算結果を基に財務分析を行うと共に、監査法人等の意見を参考にしながら経営方針策定に必要なデータを集積する。また、期中取引において、会計監査人の監査を通じ

内部統制の運用状況、実証性について引き続き指導並びに助言を求めるとともに、内部統制の確立を目指す。

- 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策
 - ・平成17年度に引き続き、学部内の委員会等について、その再編・縮小・廃止等の見直しを行う。
- 教員及び事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策
 - ・平成17年度に引き続き、全学委員会に事務職員を参画させるなど、組織の統一的・一体的な運営を図る。
 - ・新規事業への迅速な対応を図るため、教員・事務職員一体の合議・執行組織が柔軟に編成できるような体制を検討し、平成19年度に実施可能なものを選定する。
- 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
 - ・役員会及び財務委員会において法人化2年間の実績、分析及び今後の見通しを踏まえた大学予算の学内配分方式の見直しを進め、教育研究活動の活性化を図る。
- 学外の有識者や専門家の登用に関する具体的方策
 - ・学長の下に置く室の教員、幹部職員について、大学経営等に精通した人材を外部から登用するポスト及び登用方法を検討する。
- 内部監査機能の充実にに関する具体的方策
 - ・監査室は監事、会計監査人との連携を進め、更に効率的な監査の実施を図る。
 - ・毎年行っている内部監査をもとに監査のマニュアルを見直し、内容の充実にすることにより効果的な監査を実施する。
- 国立大学法人間の自主的な連携と協力体制に関する具体的方策
 - ・各種ブロック会議への参加や地域的な共同研修、人事交流等を通じ、大学運営に関する共通事項に関して情報交換を行い、問題解決に当たっての連携と協力を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
 - ・教育研究組織の見直しに係る評価結果の活用については、引き続き役員会を中心に全学的に検討を進める。
- 教育研究組織の見直しの方向性
 - ・学長裁量枠（平成15年度末定員の5%）を活用し、「学内発の卓越した研究プロジェクト」に選定した6プロジェクトに対し、7名の教員を配置する。
 - ・4つの学術系列（人文・人間科学系、社会科学系、自然科学系、生命・医学系）を基準とした各研究科の再編について検討を進める。
 - ・経営学部の夜間主コースを廃止し、経営学研究科専門職学位課程（MBAコース）の定員の拡充する。また、保健学研究科の設置及び経済学部の夜間主コースの在り方について検討を進める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 人事評価システムの整備と活用に関する具体的方策
 - ・人事制度の方針・方向性を明確化し、各職種における評価方法等を検討する。
 - ・職責、能力、業績を適切に反映できる給与基準等について検討する。
- 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
 - ・組織の再編等に質量ともに柔軟に対応できる人員配置が行えるよう、学長裁量枠（平成15年度末定員の5%）等の活用方法について検討する。
- 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
 - ・新たな教員組織のあり方について検討し、実施する。

- ・定年年齢の延長措置又は継続雇用制度の在り方について検討，基準を策定し，実施する。
- ・サバティカル制度の導入について検討し，各部署の特性に配慮しつつ実行に移す。

○公募制や任期制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・公募制の採用については，各分野の特質にも配慮しつつ，任期制については，教育研究分野，職種の状況を考慮して，規模の拡充についての検討を行う。
- ・特命職員制度及び特定有期雇用医療職員制度に基づき雇用を実施する。
- ・他大学，国内外研究機関，民間企業等との人事交流を積極的に行い，教育と研究の活性化を図る。

○外国人や女性及び障害者の雇用に関する具体的方策

- ・採用及び人事施策についてジェンダーバランスを考慮し，女性教員の比率を上げる方策を検討する。
- ・障害者の法定雇用率（2.1%）達成のため，雇用計画に基づき着実に実行する。
- ・外国人教員及び外国人研究者をより柔軟に雇用するために特命職員制度を実施する。

○事務職員等の採用，養成，人事交流に関する具体的方策

- ・特別な知識等を必要とする者（例えば情報関係，特許関係，国際関係，訴訟関係，診療報酬請求関係，労務管理関係等）の採用について，具体的職種及び選考方法について検討し，実施できるものから実施する。
- ・専門性の向上を図るための階層別研修及び専門研修等を実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能の見直しに関する具体的方策

- ・全ての事務機能を点検し，昨年度の再編を踏まえ更に専門職能集団としての役割を果たすことができるよう，昨年10月に発足させた「業務改善プロジェクト」において，施策案を作成する。
- ・業務の専門性や効率性を向上させるとともに，大学運営を的確に推進するため，企画広報室，経営評価室及び情報管理室や部局等との連携を密にした事務体制に整備するため，「業務改善プロジェクト」において，施策案を作成する。
- ・事務組織の横断的かつ総合的なサービス機能を発揮できる体制に整備するため，「業務改善プロジェクト」において，施策案を作成する。
- ・弾力的な業務運営のため，必要に応じて教員と連携したプロジェクト・チーム制の導入体制を図るため，「業務改善プロジェクト」において，施策案を作成する。

○事務処理の効率化と合理化に関する具体的方策

- ・平成17年度に導入した新教務事務システムの安定稼働を図る。また，他の事務支援システムについては，平成17年度に引き続きグレードアップの検討を行う。
- ・財務会計システムのプログラム改造を含む，システムの効果的な活用等による部局からの要望事項の実現及び一層弾力的な運用を模索することによる業務の効率化，合理化を進める。

○業務の外部委託等に関する具体的方策

- ・「業務改善プロジェクト」による分析結果を踏まえて，外部委託による合理化はもとより，現在，外部委託を行っている業務であって，職員での業務処理が可能なものについても併せて検討を進める。

○「業務・システム最適化計画」の策定に関する具体的方策

- ・主要な情報システムについて，コストの削減，調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から，業務・システムに関する最適化の策定に向けた検討を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○自己収入の増加に関する具体的方策

- ・産学官民連携研修会，科学研究費補助金説明会等において，外部資金獲得に関する情報や申請のための具体的な手法等を提供し積極的な応募を支援するとともに，競争的資金の獲得に

向け、具体的数値目標を示し、連携創造本部のスタッフが中心となって部局の活動を支援するなど全学的な取り組みを強化する。

- ・早期に競争的資金等に関する最新情報を提供するとともに、プロジェクトの申請に向けた研究グループのコーディネート、申請書の内容及び記載方法に対する助言等、学内ヒアリングを実施し、アドバイスを行うなど、積極的な応募支援を行う。
- ・競争的資金の公募情報の分析と教員への応募の働きかけとともに、外部資金の獲得状況をフォローアップし、獲得のための方策に反映させる体制の一層の整備を図る。
- ・学長を中心として、大学の基金体制を整備し、募金活動を開始する。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・有用な発明の発掘、迅速な特許等出願に努め、より効率的な出願・権利維持管理を行う（発明届出目標100件、出願目標80件）。また、TLO等を活用して権利活用をさらに推進する。
- ・外国出願については、引き続き科学技術振興機構の特許出願経費支援制度を活用し、出願件数の増加に努める。
- ・神戸ベンチャー支援&研究会の成果を基に大学発ベンチャー創出・育成に努める。
- ・平成16、17年度に実施した公開講座等の自己収入確保に対しインセンティブが働く方式に加え、平成17年度に設定した学生納付金に係る収入目標額と達成度による翌年度（18年度）インセンティブ配分の在り方の分析を進めるとともに、自己収入増加の方策を引き続き検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・非常勤講師任用についての基本方針に従い、経費の節減に努める。
- ・平成17年度に引き続き、電子化等を推進することによる印刷物、定期刊行物等の経費の削減を行う。

○人件費削減の取組に関する具体的方策

- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ概ね1%の人件費削減を図る。
- ・業務内容の見直しにより人件費の削減を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的運用を図るための具体的方策

- ・平成18年度から順次満期をむかえる国債等を、市場情勢や金利等を考慮して、より有利な国債等に再運用する。更に、効率性かつ安全性に配慮し短期運用を図る。
- ・学生寮の居住環境改善計画の検討状況等に併せて寄宿料設定に向け検討を進める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の基本的な目標を達成するための具体的措置

○現状と到達点を適正に評価する基準の策定

- ・平成17年度に実施した神戸大学情報データベース（KUID）の試行入力結果を検証の上、基礎指標を中心にデータベースを構築し、改善を加えた上で個人データ及び組織データの入力を本格開始する。
- ・平成17年度に提示した評価指標を検証し、基礎指標を中心に改善を進める。
- ・神戸大学情報データベース（KUID）の試行入力結果を踏まえ、研究の専門性にに基づきながら基礎指標を検証し、データベースの改善を進める。
- ・長期にわたる基礎研究などのあり方に配慮しながら、研究活動の状況について、具体的な評価の指針を確立する。

○合理的な評価システムを形成するための具体的方策

- ・平成19年度に予定している全学にわたる自己点検・自己評価及び外部評価に向けて、評価システムの工夫・改善を進める。
- ・部局ごとの外部評価の実施にあたって、部局と全学のそれぞれのレベルにおいて全学的な指針の活用を図る。
- ・評価結果の公表については、全学的な情報開示の方針と連動しながら、大学の説明責任が十

分に果たせるよう検討を進める。

○評価結果を改善に有効に利用するための具体的方策

- ・各部局における年次計画の達成状況を確認するために、各部局のヒアリングを行い、年度の途中で計画の進捗状況をまとめ、次年度の計画に反映できるよう作業を進める。
- ・中期計画の年次進行に適合した評価の結果を改善につなげるために、評価結果に関する説明会の開催等、各部局にフィードバックする仕組みを整備する。
- ・評価委員会は、評価結果を有効に利用するために評価結果と改善点を役員会に報告する。また、関係する部局・部門に知らせるとともに、全学の共通理解を深めるために、説明会を開催する。
- ・年度計画の実施状況を定期的点検することにより年度実績評価を着実に実施し、その結果を次年度の年度評価や次期中期目標・計画の策定に確実に反映させる。
- ・評価結果に関して異議がある場合の異議申し立ての仕組みについては、引き続き改善を進める。
- ・評価に基づく資源配分については、教育研究分野の特色に配慮しながら、引き続き役員会を中心に全学的な検討を進める。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・平成17年度財務内容、管理運営状況等及び平成18年度年度計画をホームページ等で公表する。
- ・平成17年度業務の実績報告、評価報告についてホームページ等で公表する。
- ・点検及び評価結果の概要を、外部から見ても理解しやすいように工夫しながら、引き続きホームページ等で公表する。
- ・神戸大学情報データベース (KUID) の一元管理を行うために、平成17年度に策定した「KUID管理・運用内規」について、必要に応じて改訂を進める。
- ・情報セキュリティポリシー及び実施手順の未策定部局について策定を進め、完了する。
- ・平成17年度に引き続き、ホームページ、広報誌とも一層充実を図り、国際化に対応して英文表記でのホームページを充実する。
- ・平成17年度に引き続き「神戸大学東京オフィス」において、首都圏における広報活動・情報収集・就職活動を行い、首都圏及び関東地区における「神戸大学基金（平成18年度創設予定）」事業の拠点とする。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○施設設備の有効活用に関する具体的方策

- ・施設マネジメント委員会の部会において施設の点検と評価を継続的に進める。
- ・本年度は鶴甲1団地のスペースマネジメントを実施する。
- ・施設関係データの管理システムの構築を図るため、施設部において本年度は内部廊下、階段、電気・機械設備の調査・研究を行い、データの収集・分析を進める。

○施設設備の機能保全と維持管理に関する具体的方策

- ・建築基準法に基づく特殊建築物等定期報告制度に伴う調査、報告書の作成を実施し、施設の定期的な点検保守、その計画的な維持管理を図る。本年度は建築物1棟、建築設備14棟の対象施設について実施する。
- ・緑地の維持保全など屋外環境の維持管理の一元化に向け、パーキングマップ、ハザードマップ、ダーティマップ、サイン計画の報告書をまとめ、データ収集・分析を進める。
- ・電気・機械設備、内部廊下・階段の調査を行い、プリメンテナンス、エネルギー管理、環境管理、安全管理等の施設マネジメントを推進する。

○施設設備等の機能の充実に関する具体的方策

- ・本年度は、アスベスト対策、学生アメニティー改善を重点的に行い、既存施設の安全性の向上と機能再生を進め、教育研究環境の改善、充実を図る。
- ・本年度は教育スペースの環境改善を重点的に行い、教育研究の必要に応じたスペースの確保、充実を図る。

- ・本年度は食堂（多目的スペース）の改善を重点的に行い、学生生活支援のスペースの確保と充実を図る。
- ・環境に配慮した施設計画及びインフラを構築し、バリアフリー対策について全学的に調査し報告書の作成を行う。
- ・PFI方式、寄附方式など新たな整備手法の導入を検討する。
- ・総合研究棟改修（農学系）事業をPFI事業として確実に推進する。
- ・総合研究棟改修事業を確実に推進する。（六甲台1団地（法・経済・経営））
- ・総合研究棟改修事業を確実に推進する。（六甲台2団地（工学系）（文学系））
- ・国際交流の推進のため、研究者宿泊施設の充実に向け調査検討を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法、学校保健法等を踏まえた安全衛生管理、保健管理及び事故防止に関する具体的方策

- ・健康診断の完全受検に努める。
- ・安全衛生管理の有資格者（産業医、衛生管理者、衛生工学衛生管理者）及び配置の在り方を点検し、順次改善する。
- ・従来の研修に加え新たな研修を企画するとともに、学生にも積極的に参加を呼びかけ、安全衛生研修の充実を図る。
- ・安全週間、労働衛生週間、防災週間において講演会を実施する等の安全衛生に係る啓発活動の推進を図る。
- ・実験室等の安全点検を定期的実施し、必要な補修、改修、更新等を着実に実施する。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・平成17年度に引き続き、安全管理マニュアル等を充実させ、その周知徹底を図る。

○有害物質等を利用する実験による事故防止のための具体的方策

- ・引き続き、有害物質及び放射性同位元素等の適正管理を図るとともに、全学的な危機管理体制を構築し管理体制の強化を図る。
- ・平成17年度に引き続き、健康診断の完全受検を目指し、未受検者等への指導を強化する。
- ・平成17年度に引き続き、取扱い教育訓練を複数回実施する。未受講者への指導を強化するとともに、未受講者に対しては取り扱い停止措置を講ずる。

3 環境保全に関する目標を達成するための措置

○教育研究環境の保全のための具体的方策

- ・環境管理センター「環境教育ライブラリー」の書籍、映像資料を収集・充実させ、学生及び研究者に対し環境教育・研究の支援を行う。また、学生のみならず市民をも対象とした、環境問題に関する講演会などを行う。
- ・全学統一環境カリキュラム実施の検討を行う。
- ・全学的に統一された実験系廃棄物（医療用廃棄物及び感染性廃棄物に類似したもの）の廃棄方法を策定する。
- ・有害排出物の除害施設（中和・曝気槽）や設備等の段階的整備を推進する。
- ・大学の諸行事への御案内や大学周辺の環境美化に努めるなど大学周辺住民との調和に配慮する。
- ・平成17年度に引き続き、省エネルギー等具体的な実行及び施策の啓発を行う。また、理学部、海事科学部等のエネルギーアンケート調査を行い、平成16、17年度のデータと共に分析しエネルギー消費削減対策を策定する。
- ・環境配慮促進法に基づく環境報告書を作成し、平成18年9月30日までに公表する。

VI その他の重要計画

1 大学支援組織等との連携強化に関する計画

- ・育友会のホームページの掲載内容を充実させ、大学の情報を随時発信する。また、支部会等の開催により各地域の父母等との連携を強化する。
- ・海外で開催される日本留学フェアにおける情報提供方法を見直すとともに、その機会を利用し、協定校との交流や元留学生との交流を深める。

- ・各後援会及び各同窓会に学内情報（ホームページ、広報誌等）の提供を継続する。
- ・第1回ホームカミングデーを開催し、卒業生とのネットワーク強化を図る。
- ・引き続き卒業留学生データベースの更新・充実を行うとともに、各国留学生同窓会との連携を図り、卒業留学生ホームページを構築し、卒業生とのネットワークの強化を図り、第3回留学生ホームカミングデーを開催する。また、留学生同窓会を持たない国の留学生と同窓会設置に向け協議を行う。
- ・後援会組織等による課外活動支援制度の構築に向け、他大学における支援制度について引き続き実情調査を行うとともに、課外活動小委員会において課外活動支援の在り方について検討を行う。
- ・平成17年度卒業生（修了者）名簿のデータベースを構築し維持管理する。
- ・既卒（修了）者名簿のデータベースについては、学友会と連携して各单位同窓会からのデータを集積する体制を検討する。

Ⅶ 予算、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅷ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
62億円
- 2 想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。

Ⅸ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属病院の設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物を担保に供する。

X 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、次の使途に充てる。

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善

XI その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト対策事業 ・(六甲台1) 総合研究棟改修 (経済) ・(六甲2) 総合研究棟改修 (工学系) ・(六甲2) 総合研究棟改修 (旧文学部新館) ・(六甲2) 総合研究棟改修 (農学系)(PFI事業) ・小規模改修 	<p>総額</p> <p>2,449</p>	<p>施設整備費補助金 (2,362)</p> <p>国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (87)</p>

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

- ・教員については、新たな組織の在り方について検討し実施するとともに、研究支援職員の業務を点検・評価し、新たな組織に対応できるよう支援業務の効率化を図る体制づくりに努める。
- ・公募制については、各研究分野の特性にも配慮しつつ、また、任期制については、分野、職種等を考慮して、プロジェクト研究など、必要に応じ、導入を進める。
- ・事務職員等については、専門性の向上を図るための階層別研修及び専門研修等を実施するとともに、在職年数にとらわれない適材適所の人事配置により、人材の有効活用を図る。

(参考1) 平成18年度の常勤職員数 2,557人

また、任期付職員数の見込みを309人とする。

(参考2) 平成18年度の人件費総額見込み 30,322百万円(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額23,346百万円)

(別紙)

○予算、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

1. 予算

平成18年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	24,533
施設整備費補助金	2,362
補助金等収入	295
国立大学財務・経営センター施設費交付金	87
自己収入	29,817
授業料及入学金及び検定料収入	10,028
附属病院収入	19,491
雑収入	298
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	2,846
貸付回収金	27
承継剰余金収入	48
目的積立金取崩	200
計	60,215
支 出	
業務費	47,613
教育研究経費	28,040
診療経費	19,573
一般管理費	3,417
施設整備費	2,449
補助金等	295
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	2,846
貸付金	28
長期借入金償還金	3,519
承継剰余金	48
計	60,215

※「運営費交付金」のうち、平成18年度当初予算額 24,378百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 155百万円

※「施設整備費補助金」のうち、平成18年度当初予算額 982百万円、前年度よりの繰越額 1,380百万円

※「特許権及び著作権」収入について、平成18年度年度計画以降、「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」から、「雑収入」へ計上
平成18年度当該収入予定額 1.5百万円

2. 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	56,658
経常費用	56,544
業務費	50,136
教育研究経費	5,416
診療経費	9,692
受託研究費等	1,355
役員人件費	468
教員人件費	19,180
職員人件費	14,025
一般管理費	1,245
財務費用	705
雑損	0
減価償却費	4,458
臨時損失	114
収入の部	57,147
経常収益	57,099
運営費交付金	23,696
授業料収益	7,794
入学金収益	1,282
検定料収益	361
附属病院収益	19,491
受託研究等収益	1,355
補助金等収益	279
寄附金収益	1,232
財務収益	1
雑益	648
資産見返運営費交付金等戻入	228
資産見返補助金等戻入	1
資産見返寄付金戻入	147
資産見返物品受贈額戻入	584
臨時利益	48
純利益	489
目的積立金取崩益	17
総利益	506

※総利益 506百万円の内訳は、附属病院にかかる債務償還経費(元金分)と減価償却費との差額で生じた利益 195百万円と資産購入予定額 311百万円 の合計額

3. 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	71,559
業務活動による支出	51,937
投資活動による支出	4,472
財務活動による支出	3,519
翌年度への繰越金	11,631
資金収入	71,559
業務活動による収入	57,780
運営費交付金による収入	24,378
授業料及入学金検定料による収入	10,028
附属病院収入	19,491
受託研究等収入	1,507
補助金等収入	295
寄付金収入	1,341
その他の収入	740
投資活動による収入	2,449
施設費による収入	2,449
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	11,330

別 表 (学部・学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数)

文学部	人文学科	460人
国際文化学部	国際文化学科	280人
	コミュニケーション学科	140人
	地域文化学科	140人
発達科学部	人間形成学科	180人
	人間行動学科	100人
	人間表現学科	80人
	人間環境学科	200人
	人間発達科学科	240人
	人間環境科学科	200人
	人間行動・表現学科	120人
	各学科共通	20人
法学部	法律学科	840人
経済学部	経済学科	1,320人
経営学部	経営学科	1,140人
理学部	数学科	100人
	物理学科	140人
	化学科	100人
	生物学科	80人
	地球惑星科学科	140人
	各学科共通	50人
医学部	医学科	590人
	(うち医師養成に係る分野)	590人
	保健学科	690人
工学部	建設学科	600人
	電気電子工学科	360人
	機械工学科	400人
	応用化学科	400人
	情報知能工学科	400人
	各学科共通	40人
農学部	応用動物学科	100人
	植物資源学科	132人
	生物環境制御学科	136人
	生物機能化学科	120人
	食料生産環境工学科	112人
	各学科共通	40人
海事科学部	海事技術マネジメント学課程	270人
	海上輸送システム学課程	150人
	マリンエンジニアリング課程	180人

	商船システム学課程	90人	
	輸送情報システム工学課程	40人	
	海洋電子機械工学課程	40人	
	動力システム工学課程	30人	
	各課程共通	20人	
乗船実習科		90人	
文学研究科	文化基礎専攻	40人 (うち修士課程 40人)	
	文化動態専攻	60人 (うち修士課程 60人)	
総合人間科学研究科	コミュニケーション学専攻	48人 (うち博士前期課程 48人)	
	地域文化学専攻	52人 (うち博士前期課程 52人)	
	人間発達科学専攻	77人 (うち博士前期課程 77人) (うち1年コース 3人)	
	人間環境科学専攻	70人 (うち博士前期課程 70人)	
	人間行動・表現学専攻	30人 (うち博士前期課程 30人)	
	人間形成科学専攻	24人 (うち博士後期課程 24人)	
	コミュニケーション科学専攻	18人 (うち博士後期課程 18人)	
	人間文化科学専攻	18人 (うち博士後期課程 18人)	
	法学研究科	実務法律専攻	300人 (うち専門職学位課程 300人)
		理論法学専攻	98人 (うち博士前期課程 56人) (うち博士後期課程 42人)
政治学専攻		42人 (うち博士前期課程 24人) (うち博士後期課程 18人)	
経済学研究科		経済システム分析専攻	119人 (うち博士前期課程 68人) (うち博士後期課程 51人)
	総合経済政策専攻	119人 (うち博士前期課程 68人) (うち博士後期課程 51人)	
経営学研究科	マネジメント・システム専攻	61人 (うち博士前期課程 34人) (うち博士後期課程 27人)	
	会計システム専攻	49人 (うち博士前期課程 28人) (うち博士後期課程 21人)	
	市場科学専攻	70人 (うち博士前期課程 40人)	

医学系研究科	現代経営学専攻	(博士後期課程 30人 147人 〔うち博士後期課程 24人〕 専門職学位課程 123人)
	バイオメディカルサイエンス専攻	40人 (うち修士課程 40人)
	医科学専攻	312人 (うち博士課程 312人)
	保健学専攻	187人 (うち博士前期課程 112人〕 博士後期課程 75人)
文化学研究科	文化構造専攻	30人 (うち博士課程 30人)
	社会文化専攻	30人 (うち博士課程 30人)
自然科学研究科	数学専攻	36人 (うち博士前期課程 36人)
	物理学専攻	40人 (うち博士前期課程 40人)
	化学専攻	46人 (うち博士前期課程 46人)
	生物学専攻	44人 (うち博士前期課程 44人)
	地球惑星科学専攻	42人 (うち博士前期課程 42人)
	建設学専攻	212人 (うち博士前期課程 212人)
	電気電子工学専攻	128人 (うち博士前期課程 128人)
	機械工学専攻	132人 (うち博士前期課程 132人)
	応用化学専攻	126人 (うち博士前期課程 126人)
	情報知能工学専攻	148人 (うち博士前期課程 148人)
	応用動物学専攻	36人 (うち博士前期課程 36人)
	植物資源学専攻	56人 (うち博士前期課程 56人)
	生物環境制御学専攻	44人 (うち博士前期課程 44人)
	生物機能化学専攻	42人 (うち博士前期課程 42人)
	食料生産環境工学専攻	30人 (うち博士前期課程 30人)
	海事技術マネジメント学専攻	24人 (うち博士前期課程 24人)
	海上輸送システム学専攻	32人 (うち博士前期課程 32人)
	マリンエンジニアリング専攻	32人 (うち博士前期課程 32人)
	数物科学専攻	39人

	(うち博士後期課程 39人)
	分子物質科学専攻 63人
	(うち博士後期課程 63人)
	地球惑星システム科学専攻 42人
	(うち博士後期課程 42人)
	情報・電子科学専攻 51人
	(うち博士後期課程 51人)
	機械・システム科学専攻 54人
	(うち博士後期課程 54人)
	地域空間創生科学専攻 51人
	(うち博士後期課程 51人)
	食料フィールド科学専攻 18人
	(うち博士後期課程 18人)
	海事科学専攻 33人
	(うち博士後期課程 33人)
	生命機構科学専攻 45人
	(うち博士後期課程 45人)
	資源生命科学専攻 54人
	(うち博士後期課程 54人)
国際協力研究科	国際開発政策専攻 77人
	(うち博士前期課程 44人)
	博士後期課程 33人)
	国際協力政策専攻 80人
	(うち博士前期課程 50人)
	(うち1年コース10人)
	博士後期課程 30人)
	地域協力政策専攻 63人
	(うち博士前期課程 36人)
	博士後期課程 27人)
附属住吉小学校	765人
	学級数 21
附属明石小学校	480人
	学級数 12
附属住吉中学校	405人
	学級数 12
附属明石中学校	360人
	学級数 9
附属養護学校	60人
	学級数 9
附属幼稚園	160人
	学級数 5